

氏名(本籍) さか い じゅん いち (山形県)
井 憲 一

学位の種類 農 学 博 士

学位記番号 農 第 6 8 号

学位授与年月日 昭和 47 年 1 月 14 日

学位授与の要件 学位規則第 5 条第 2 項該当

最終学歴 昭和 35 年 3 月
東北大学大学院農学研究科
修士課程修了

学位論文題目 戰後稻作生產力の展開と農民層分解

(主査)

論文審査委員 教授 平野 蕃 教授 輪田 潔
教授 吉田 寛一

論文内容要旨

1.

戦後稻作生産力は非常に大きく発展した。こうした稻作生産力の発展は、1950年代後半と60年代後半の二つの画期をへて得られたものである。

ここでは、こうした画期となった二つの時期の生産力向上に中心をおき、特に60年代後半以降の稻作生産力の発展に視点をすえながら、戦後の生産力発展の態様を明らかにする。これがこの論稿の第一の課題である。

第二の課題は、こうした生産力の発展のなかで戦後創設された農民的土地位所有がいかなる変革をうけ、農民層分解が具体的にどのように進行しているかを明らかにすることである。

最後の課題は、70年代の稻作生産力はどのように展開し、農民層分解がどのように進むであろうかを考えてみることである。

以上の課題を中心にして論を進める。

2.

1950年から55年にかけて戦前水準に復活した稻作生産は、55年以降急速に発展し、戦前水準を大巾に上回るようになった。

このような発展の基礎となったのは、農地改革による地主的土地位所有の解体と農民的土地位所有の創設であったが、技術的には、保温折衰苗代の普及とそれを契機にした肥料の増投、耐肥性品種の開発等が収量水準上昇の重要な基礎となった。そしてこの時期には、耕耘機、農薬と防除機、除草剤の導入というような戦前にみられなかった新しい生産手段が導入され、それも多収に一定の役割をはたした。

つまり50年代の稻作技術の発達の中心となったものは労働対象に大きくかかわっているものであり、手労働基調を大きく変えるものではなく、多肥多労の集約的稻作といいうわが国の伝統的な稻作技術の発展方向の延長線上にあるものとして位置づけることができる。いわゆる小農的技術の発達なのであり、それが農地改革、増産政策の展開のもとで開花し、稻作生産力が大きくたかまるという結果をもたらしたのである。

こうした技術水準のもとでは、大経営と小経営との間の生産力格差はいまだ決定的なものとしてはあらわれず、分解はそれほど進まなかった。

3.

1960年をむかえると、稻作生産力の急上昇傾向はとまり、それからの約5年間は停滞するようになつた。

この停滞の最大の要因は農村労働力の急激な流出であった。つまり資本による労働力吸収が労働集約をいまだその基礎にしている増収技術の発揮、小農の生産力の発揮を困難にし、水稻生産の停滞をひきおこしたのである。

こうした状況のもとで圧倒的多数の農民は後落の傾向をたどり、それは兼業化の進行という形であらわれることになる。しかし農業基本法にもとづく農政のもとでの自立経営育成政策のなかで一部上層農は着々と資本蓄積を進め、きたるべき機械化時代の先駆をきるようになる。

4.

一度停滞した水稻生産力は1965年以降ふたたび急上昇するようになり、史上最高といわれる水準にまで達するようになった。

こうした稻作生産力の急上昇は、米価の急騰とその相対的有利性を背景としてもたらされたものである。

急上昇をもたらした技術的要因としては、穂数型短稈の耐肥性品種の採用、そしてその密植、それに対応する肥料の多投と分施技術、徹底した防除、間断灌漑等の灌排水管理技術の発達等がまずあげられる。これ等の諸技術は50年代後半に開発された増収技術の延長線上にあり、それが精密化されただけのものであるが、さらにそれが体系化され、客觀化された技術となり、従来の主觀的篤農的技術から脱却していることに注目すべき前進があり、この進歩を前提にしてなされた肥培管理の共同、協定の実践が増収をもたらす重要な要因となったのである。

そしてこの肥培管理の共同、協定は、田植作業の共同とあいまって、農家労働力の量的質的低下をおぎなって収量水準を上昇させ、労働生産性を向上させた。つまり水田作業の一部分に「協業」が生成し、それが生産力水準の上昇をもたらしたのである。

さらに、労働力という生産力構成要因の劣弱化をおぎなって生産力を上昇させたものとして重要なのは機械である。65年以降、収穫機械にみられるような新しい機械の導入、トラクターの導入にみられるような機械の大型化が進み、この機械なしには稻作生産を維持できなくなってしまっており、機械が重要な生産力構成要因となったのである。

ところでこの機械は稻作生産過程の特殊な諸段階への分割、つまり一種の社会的分業を形成した。機械を所有できないものが所有しているものに機械作業を委託し、あるいは機械の共同利用等でそこに機械作業に専門的に従事するオペレーターが形成されるというようになり、従来のように農家が稻作生産過程のすべてを担当するのではなく、各種作業が分解し、分業化せられるようになったのである。この「分業」という新しい労働態様が稻作生産力の重要な内容となり、それが生産力の維持向上に大きな役割をはたしたのである。

こうしたことからみて、65年以降の稻作生産力は、これまでわが国の稻作生産力の特徴としてよくいわれてきたところの「個別小農の裸の労働と品種と肥料に基盤をおく生産力」として性格づけることはできなくなっているといえる。そして現在の稻作生産力は、品種と肥料に一つの基礎をおいていることに変りはないが、機械がその重要な構成要因となり、「分業」と「協業」という新しい労働態様を含む生産力として性格づけることができると考えられる。

5.

こうした生産力の発展は小農経営に大きな変化を与えた。

まずそれは省力化によって農家労働力の一定部分を過剰化し、賃労働者化を進めた。さらに分業や協業のなかで賃金支払いがなされるようになったということから農業内部でも労働力の価値化が進み、賃金をうけとるものが稻作生産者の一員となるという事態を生み出した。そして新しい生産力はそれに対応する新しい生産力のない手をつくりだしている。それは機械を支配する能力をもつものである。そしてこうした新しい生産力のない手は機械をてこにして部分作業を集中し、さらに全作業を集中して上向展開しつつある。

その上向展開は、まず水田の購入や開拓などで中上層が経営面積を拡大し、生産と資本を集積して上向するという形態をとってあらわれている。それは北海道、東北の開拓地帯に主にみられる。

次に、機械を所有する上層農が兼業化していく中下層農の機械作業を受託し、さらには全作業を請負い、実質的な借地である相対請負耕作によって土地を集中して上向するという形態もある。われている（第1図）。これは内地府県の各地にみられるが、特に新潟県蒲原平野などに多い。

また共同化の進展という形をとって上層農が集団となって兼業農家の放棄した作業工程を集中し、集団的請負耕作経営を成立させるという形をとって上向展開が進んでいる（第2図）。これは一般に平地農村に多い。

さらに農協が機械を所有して機械作業を請負い、そして兼業などで農業をやらなくなってしまった農家の全作業を請負って大規模な稻作経営をいとなむという形で農家にあらざるものが土地と資本を集中して上向するという状況もできている。これは兼業化の進行している地帯に多い。

以上のように、さまざまな形態をとりながら一部の経営の稻作生産の集中が進んでおり、それは兼業化と機械化をてこにして進んでいるのである。

6.

1969年以降米の過剰問題のなかで増産政策は放棄され、食管制度が動搖してきた。そしてそ

のために稻作生産は低下するようになってきた。

しかし、こうしたなかで、従来の手労働にもとづく移植作業が大きく変えられつつあり、また機械の大型化、能率化が急速に進められようとしていることに注目する必要がある。

すなわち、甲植機と育苗施設の導入が進み、西日本では直播栽培が普及し、わが国の伝統的な手労働にもとづく移植体系が大きく変えられ、省力化も進み、この面で新しい生産力が稻作に附与されつつあるのである。そしてこれによってともかく稻作の機械化一貫体系が確立したのである。

また、これまで導入が進められてきた大型の耕耘機械、防除機械、乾燥調整施設等がいまや一定の量を形成するようになり、それは70年代に入って装置化、システム化という名のもとに政策的に一層大量に導入されようとしている。このような大型機械、施設は従来の小農経営の枠を大きくのりこえ、部落の規模すらこえるような性格をもつものであり、こうした新しい生産力がいま稻作に大量にもちこまれようとしているのである。

つまり小農によりさえられてきた生産力が破壊され、そのかわりに新しい生産力が成立しつつあるのである。

こうした新しい生産力は小農経営とはあいられないものであり、多くの小農経営は駆逐されることになるであろう。そしてその土地は主に経営委託や賃貸借という形で借地でもって手離し、それは大型機械・施設を支配する上層農家集団や農協等に集中されることになるであろうと考えられる。いずれにせよ農民層分解は70年代に入って一層激しく進展するであろうと考えられる。

第1表 水稻生産量の推移

		作付面積 (1,000ha)	収穫量(1,000t)		10a当収量(kg)	
			実数	移動平均	実数	移動平均
1936~1940年平均		3,047	9,628		316	
戦前水準復活期	1950年	2,877	9,412	9,402	327	327
	1951	2,877	8,888	9,051	309	315
	1952	2,872	9,676	8,982	337	312
	1953	2,866	8,038	9,514	280	326
	1954	2,888	8,895	9,866	308	334
	1955	3,045	12,073	10,168	396	340
生産力急上昇期	1956	3,059	10,647	10,898	348	359
	1957	3,075	11,188	11,551	364	375
	1958	3,080	11,689	11,645	379	377
	1959	3,105	12,158	11,942	391	384
	1960	3,124	12,539	12,257	401	393
	1961	3,134	12,138	12,452	387	397
生産力停滞期	1962	3,134	12,762	12,466	407	398
	1963	3,133	12,529	12,394	400	395
	1964	3,126	12,362	12,472	396	398
	1965	3,123	12,181	12,771	390	407
	1966	3,129	12,526	13,109	400	417
	1967	3,149	14,267	13,397	453	425
生産力急上昇期	1968	3,171	14,223	13,466	449	435
	1969	3,173	13,797	13,111	435	438
	1970	2,836	12,528		442	
	1971	2,626	10,782		411	

第2表 水稲の労働生産性の推移

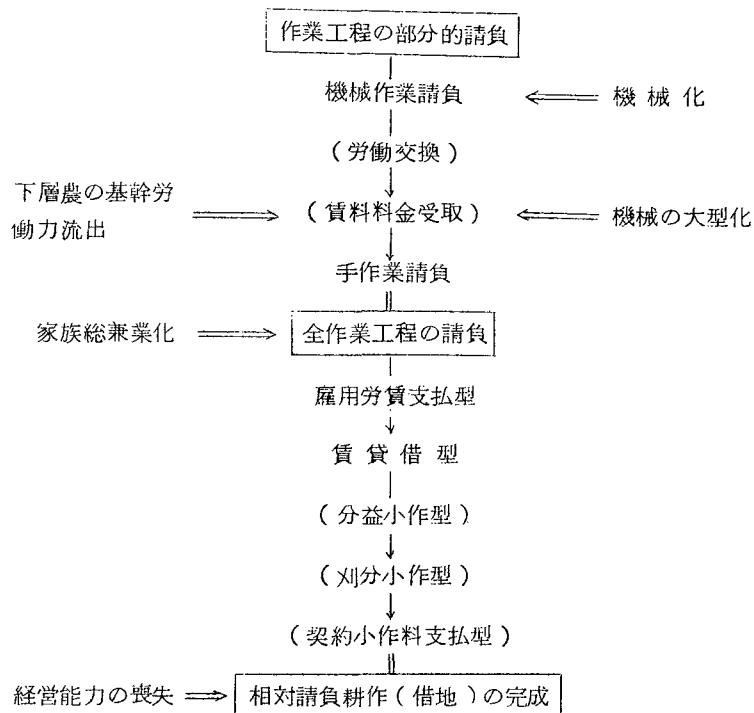
	10a当	150kg当
	労働時間	労働時間
1951年	202.2	8.4
1955	191.8	6.94
1960	172.9	5.80
1961	167.0	5.70
1962	153.2	5.10
1963	146.3	4.91
1964	147.2	4.94
1965	141.0	4.73
1966	140.0	4.61
1967	139.4	4.17
1968	132.7	4.00
1969	128.1	3.97

注) 農林省「米生産費調査」各年度

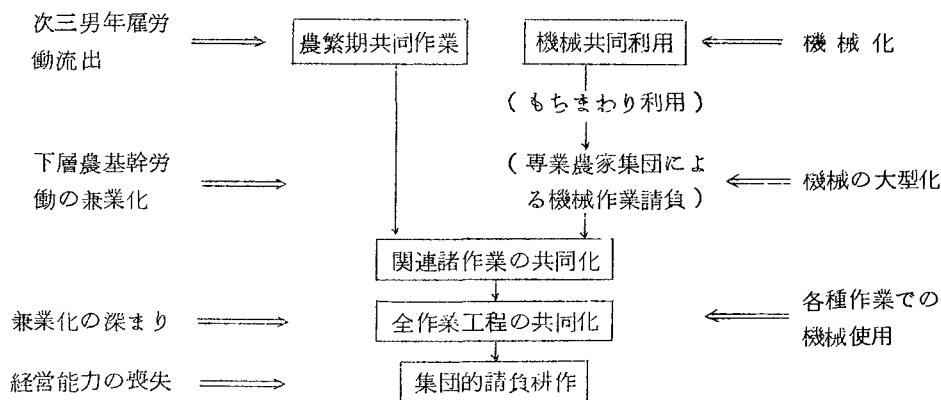
注 1) 農林省「作物統計」より作成

2) 1971年は農林水産統計速報46-292より

3) 移動平均は前後それぞれ2年を加えた5ヶ年
間の移動平均である。気象条件の克服をも含
む稲作生産力の発達水準をみる上ではこれを
用いるのが適当と考える。



第1図 相対請負耕作の形成過程



第2図 集団的請負耕作の形成過程

審査結果の要旨

昭和20年代末までに、戦前水準まで回復した農業生産は昭和30年代から現在までの15年余の間に、技術的にも経済的にも、大きな発展進歩をとげてきた。本論文は、そのうち特に稲作農業に焦点をおいて、その間の発展の実態と発展段階の経済学的意義を研究したものである。昭和30年代前半の稲作技術体系は、経営規模の大小にかかわらず導入可能な技術を基本とする意味で、本論文では、小農的生産力段階とし、それに対応する農地所有形態を戦後の農地改革で創設された農民的土地所有（自作農的土地所有）とみ、それとの対照において、昭和40年代以降の大型機械・施設に裏打ちされた生産力を、企業農的、資本制の生産力とし、この資本の生産力は、機械の技術的な要求=論理から一定の適正規模でないと機械のもつ能力をフルに發揮できないという特長をもっているので、機械と資本の論理から、それに適応した農業構造を創設しないではおかしい力を發揮する。

このようにして、資本の生産力が小農経営の枠を打破して企業的な農業構造を生みだしていく事情を、地域性を重視しつつ分析している。例示すれば、太平洋ベルト地帯の愛知・岐阜地方の例、新潟県の蒲原平野、山形県の庄内平農、北海道・北部東北の開田地帯、近畿・北九州の水田直播地帯等について分析している。本論文の重点は、昭和40年代の資本的生産力とそれに対応する資本制農業構造を、機械・資本の論理の視点からとりあげ、その間に、農業における協業・分業・労働の社会化・請負耕作のようなカテゴリーを使駆して、新しい技術体系=生産諸力とそれに対応する新しい階層形成のメカニズムを統一的に整序し、推論したところにあると考えられる。

このことは、ここ数年間にあらわれた諸傾向であるだけに、一定の視点から整理し、その発展段階的意義を明確化することは学問的に重要なことであるが、本論文はその点に関して、新しい知見を呈示しているし、先鞭をつけた意味もある。

さらに、小農民的土地所有を維持せんとしている現行の農地法の改善点、稲作生産に関する国の農政の方向決定にとっても示唆するところが大きい。

以上のような評価にたって、論文審査員一同は、本論文は農学博士の学位を授与するに値するものと判定するものである。